

## 【アメリカ】2011 年度情報機関授権法成立

2011 年度情報機関授権法案 (H.R.754) は、2011 年 2 月 17 日に提出され、6 月 8 日に大統領の署名を経て成立した (P.L.112-18)。CIA や国防省など 16 機関の情報活動と情報活動に関連する予算を授権する法律で、授権額の詳細は機密扱いの付属書に記載されているが、予算総額は昨年度とほぼ同額の、約 800 億ドルと推定されている。大統領の要求した予算額よりは、増額された模様である。この法律には予算以外の条項も盛り込まれた。機密情報のウィキリークスなどへの漏洩の再発を防ぐために、2013 年度末までに情報機関は、自動情報技術脅威検知プログラムを完全に稼働させなくてはならない。1947 年国家安全保障法もこの法律によって改正され、政府機関の職員や軍人が情報機関へ出向しやすくなった。オサマ・ビン・ラディン容疑者発見への情報機関職員の役割をたたえ、アルカイダや関連組織撲滅へ情報機関の能力を活用することも盛り込まれた。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】2011 年度一括歳出予算法成立

2011 年 9 月 30 日までの 2011 年度一括予算法案 (H.R.1473) は、2011 年 4 月 11 日に提出され 4 月 15 日に大統領の署名を経て成立した (P.L.112-10)。2010 年 10 月 1 日に会計年度が始まってから 12 本の歳出予算法案がいずれも成立せず、7 本の短期の暫定予算を成立させてきたが、年度末までの予算を認める法律がようやく成立した。2010 年度予算と比較して、これまでの暫定予算による削減額も含めて、総額で 399 億ドルを削減するものである。内訳は、運輸・住宅都市開発省の予算で 123 億ドル、商務・司法省予算で 109 億ドル、労働・教育省予算が 55 億ドルの削減等となった。審議の過程では予算の削減幅が論点となった。上院で 3 月に否決された一括予算法案 (H.R.1) より削減額は 290 億ドル少なくなった。下院共和党が主張していた中絶提供機関 (Planned Parenthood) と医療保険改革法への予算削減については、いずれも上院で否決された。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】公聴会「アメリカのエネルギー・イニシアティブ」

連邦議会下院エネルギー・商業委員会のエネルギー・電力小委員会は、2011 年 3 月 17 日から一連の公聴会「アメリカのエネルギー・イニシアティブ」を開催している。初回は、抽出方法の新開発により採掘可能性が高まった国内に大量に埋蔵されるシェールガスの産出により国内の原油価格が抑えられること、バイオ燃料利用の義務化はその原料が高騰すればガソリン価格まで引き上げられかねないこと、原子力等の代替エネルギーには付随するコストが多すぎる事等、国内での化石燃料開発・生産の利点を主張する内容の証言がなされた。直近の 6 月 3 日では、下院法案第 909 号「アメリカのエネルギーの将来工程表」に関連し、国内での石油増産の可能性、連邦政府のシェール油・液化石炭開発において果たすべき役割、原子力発電の展望 (廃棄物処理や次世代型原子炉の経済的・技術的安全性における課題)、再生可能エネルギーへの更なる連邦資金投入の利点、再生可能エネルギー発電のリバースオークション制度の構築等について証言が行われた。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【EU】航空機利用者情報提出指令の提案

欧州委員会は、航空機を利用したテロ行為、麻薬取引、人身売買等の犯罪に対処するために EU 共通のルールが必要であるとして、2011年2月2日、「テロ行為及び凶悪犯罪の防止、発見、捜査及び起訴のための乗客氏名情報の使用に関する欧州議会及び理事会指令」を提案した (COM/2011/32/final)。この指令案は、米国、カナダ及びオーストラリアと同様に、航空会社に対し乗客の個人情報の提出を義務付けるものである。対象は EU と第三国との間の航空機利用者で、加盟国にその情報を送付する。これには、人種、信条、労組加入、健康、生活習慣等の個人情報は含めず、加盟国は、送付された情報を機械的に分析し、目的及び期間を限定して使用する。指令案は通常立法手続 (2011/0023/COD) に従い 2 年間ほどの審議が想定されている。2011年4月11日に行われた司法及び内務担当閣僚理事会においては、対象を、加盟国間の旅客機利用者にも適用すべきかが論議された。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】新規食品規則案の調整失敗

欧州委員会は、2008年1月14日、新規食品に関する諸法令 (規則(EC)No 258/97 等) を見直し、これらを改正統合する新規則を提案した (COM(2007)872 final)。ナノ物質やクローン等の新技術を用いて生産され、規制を受けないまま市場に出回っているこれら食品の規制に関する審議が 3 年越しで行われてきた。第 2 読会終了までに欧州議会及び理事会の間で合意が形成されず、2011年2月に調停委員会に持ち込まれた (2008/2(COD))。争点は、欧州食品安全機関が全種のリスク分析を困難としているクローン動物の扱いである。クローン動物由来の食品は禁止するとの欧州議会の主張に対し、理事会及び欧州委員会は、それは WTO の協定違反になるとして、食品生産のためのクローンは禁ずるが、クローンの子孫由来の食品は認めるとした。譲歩案として欧州議会が、消費者が選択可能なように原料表示を行う旨の提案を行ったが、拒否されて調整は失敗した。7 月末までに新たな草案が出されて承認されなければ、規則案は廃案となる。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】欧州・EU 特許裁判所設立協定案は EU 基本条約と適合せず

欧州特許条約 (以下「条約」) には全 EU 加盟国も加盟している。EU の理事会は、条約に加盟する第三国と EU との間で締結する協定の草案 (7928/09) を策定し、2009年7月、それが EU 基本条約と適合するか欧州司法裁判所 (当時) に意見を求めた。協定案は、条約加盟国におけるすべての特許事件を管轄する欧州・EU 特許裁判所 (仮称) を設立することを目的とし、欧州特許局発行の欧州特許が条約全加盟国で有効となる統一制度の導入を図るものである。EU 司法裁判所の大法廷は、2011年3月8日、同協定は EU 基本条約と適合しないとする意見を出した (Opinion 1/09)。これは、EU 域内の特許訴訟の独占的裁判権を域外の国際裁判所に付与する結果、各加盟国の裁判所は同分野における裁判権並びに EU 法を解釈して適用する権限、さらに EU 司法裁判所の当該分野の先決裁定を行う権限も失うことになり、EU 基本条約が諸機関及び加盟国に付与した権限の本質を変えるおそれがあると結論付けている。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【EU】犯罪被害者の保護のための提案

毎年、欧州連合（EU）人口の約 15%が犯罪の犠牲になっているが、犯罪被害者に関する法制度は加盟国でかなり異なるため、犯罪被害者が EU 域内で同一のレベルの権利を行使することが困難となっている。このため欧州委員会は、2011 年 5 月 18 日、犯罪被害者の権利、支援及び保護の最低基準を設定する指令案並びに民事における保護措置の相互承認に関する規則案を一括して提案した。指令案は、司法機関における被害者保護の教育訓練、被害者に対する情報の提供、被害者の裁判参加、被害者のうち子どもなど弱者の保護、捜査及び審理中の被害者の保護等について定めている。また、規則案は、ドメスティック・バイオレンスの被害者を加害者から保護する措置がある国でとられた場合に、被害者がその国から域内の別の国に移動しても、同様の措置が認められること等を定める。今後欧州委員会は、犯罪被害者に対する補償制度の強化も計画している。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

## 【EU】知的財産権に関する包括的戦略

欧州委員会は、2011 年 5 月 24 日、著作物の適正な利用を促進し、EU の競争力を強化するため、知的財産権に関する包括的戦略「知的財産権のための単一市場」（COM(2011)287 final）を採択し、欧州議会、理事会等に送付した。そのうち、特許については、既に 2011 年 4 月に提案されている単一の特許保護制度に関する規則案の提案に加えて、単一の特許裁判所（欧州・EU 特許裁判所）の創設についての検討を継続する。商標については、EU 及び加盟国の商標制度を現代化するための提案を 2011 年中に行う。非農産物製品の地理的表示（GI）については、2011 年及び 2012 年に経済的効果などの分析を行った後、提案を行う。著作権については、2011 年の後半に、著作権（特に、音楽分野）の効果的な共同管理の枠組みに関する提案を行う。その他、2012 年春に偽造・海賊版に対処するための法制度の強化についての提案を行うこと、電子図書館の推進、税関の強化等が盛り込まれている。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

## 【イギリス】議会任期固定法案の行方

議会任期固定法案原案の趣旨は、本誌 2010 年 10 月号で報じたとおり、①下院総選挙の投票期日を原則として 5 年ごとの所定の日に固定すること及び②下院が定数の 3 分の 2 以上の多数で解散の動議を可決したとき又は過半数で政権の不信任の動議を可決した場合においてその後 2 週間以内に新政権を承認しないときは繰上総選挙を施行することである。上院では、現在の議会については①の条項を適用するものの、次期総選挙以降の各議会についてはその都度各議院において投票期日を固定する旨の決議があった場合に限りこれを適用するという修正案が、元下院議長と元内閣事務総長（cabinet secretary）2 名外 1 名の上院議員により提出され、2011 年 5 月 11 日に 190 票対 184 票で可決された。この修正は①の趣旨を事実上骨抜きにしかねないものであり、上院の妥協がない限り、これを覆すのは困難である。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【イギリス】 2011 年度予算案の基本方針等

イギリスでは、年度当初の 4 月前後に予算案が提出され、その成立まで前年度並み暫定予算を執行するのが例である。2011 年 3 月 23 日にオズボーン財務相が発表した 2011 年度予算案は、同月 29 日に（第 3 次）財政法案として下院に提出され、6 月 28 日現在、委員会審査が終了して本会議で審議中である。政府の経済政策の目的は、強力で、持続可能で均衡のとれた成長の達成にあり、①強力で安定した経済、②成長、③公正性が予算の 3 要素である。①では戦後最大の財政赤字対策や金融規制改革等に取り組みつつ 2011 年経済成長率を 1.7%と予測する。②では法人税減税等競争力のある税制の構築、科学分野への 1 億ポンドの投資等の事業環境整備策、特区設置等の投資と輸出の促進策、若年層の就業体験プログラム等の人材育成策、③では所得税基礎控除の増額等に取り組む。歳出は 7100 億ポンドで前年度比 2.0%増となり、歳入は 5890 億ポンドで前年度比 7.5%増を見込んでいる。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【フランス】 司法職の刷新に関する法律の制定

「司法職又は法律専門職及び規制を受ける特定の職の刷新に関する 2011 年 3 月 28 日の法律第 2011-331 号」が制定された。同法は、弁護士、公証人等の行う法律実務全般に関する多様な規定から成る。最も重要な規定は、弁護士による副署制度の新設である。これは、公証人等の関与なしに当事者が作成する私署証書の信頼性の強化を目的とする。私署証書は、法的知識がない者により作成されるため、記載内容が不十分であったり、契約の存在自体に異議が唱えられる危険性がある。そこで、弁護士が副署をすることで、その責任において証書の法的効果、筆跡及び署名を証明し、当事者間及びその相続人その他の承継人の間において、証書に公正証書と同等の信用を与えることができるようになった。この他に、法的手続の簡素化のため、婚姻に必要な出生証明書の発行、婚姻関係にない異性又は同性のカップルに認められる法的身分契約である民事連帯規約（PACS）の登録等、裁判所の権限の一部を公証人に移譲することが規定された。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 大量破壊兵器拡散防止法の制定

「大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の対策に関する 2011 年 3 月 14 日の法律第 2011-266 号」が制定された。大量破壊兵器拡散防止のための法制定は、国連安保理事会決議 1540 号（2004 年）及び 1810 号（2008 年）で加盟国の義務とされている。同法は、核兵器、生物兵器、化学兵器及びその運搬手段の拡散に関する新しい罰則等を国防法典に追加する。核物質の無許可の輸出入、生成、保持等に加え、核物質に関連する資産の無許可の輸出、これらの行為を目的とする資金調達、教唆等に対する処罰が新たに規定された。また、組織的に行った場合の刑の加重規定も追加された。さらに、これらの行為が核兵器の所有を目的とする場合、より重い刑が科せられる。同様に、生物兵器、化学兵器に関しても、開発等を目的とする資金調達が処罰対象となる。この他に、ミサイルやロケット等の大量破壊兵器の運搬手段の拡散について、無許可の製造、売買、獲得、所持又はこれらを目的とする資金調達が処罰されることが新たに規定された。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【ドイツ】 脱税防止のための租税法改正

脱税防止法により租税法等が改正された（2011年5月2日公布、5月3日施行）。従来、脱税者が自首をした場合には、原則として刑罰を免除される。これは、自首がなければ分からない脱税を申告するインセンティブを脱税者に与えることにより、財政状況を改善することが目的である。しかし、脱税が発覚しそうになった場合、脱税者は、当該脱税のみを自首することが多かった。今後は、時効が完成していない過去の脱税をすべて自首しなければ、刑罰を免除されないことになった。また、刑罰が免除されない場合として、自首の時点で脱税の全部又は一部が発覚している場合等が従来からの規定にあるが、税務署から調査命令が届いた場合、税務調査のために税務署員が来た場合、5万ユーロを超える脱税額の場合が追加された（租税法第371条）。5万ユーロを超える脱税の場合には、脱税額の5%を払えば刑事訴追が行われない（同第398a条）。改正の背景には、近年、税務当局が外国の脱税情報を購入したことが報道され、自首件数が急増したことがある。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】原子力法改正法案

2011年6月6日、連邦政府は、脱原発とエネルギー政策転換に関連する8つの法案を閣議決定し、キリスト教民主/社会同盟・自由民主党の連立与党による第13次原子力法改正法案等が、同日、連邦議会に提出された。これらの法案のうち、原子力法改正法案は、原子炉安全委員会及び確実なエネルギー供給のための倫理委員会の報告を考慮した内容となった。福島第一原発事故後に安全性検査のために一時停止された8つの原発は、再稼働しないこととされた。残りの9つの原発は、2015年から2022年の間に段階的に稼働停止とし、2022年には脱原発を完了することとした。これは、2015年、2017年、2019年に各1つの原発、2021年と2022年に各3つの原発の稼働停止というスケジュールである。倫理委員会は2021年の脱原発を可能としており、連邦環境庁の鑑定書は2017年の脱原発を可能としていた。一連の法案は、6月30日に連邦議会、7月8日に連邦参議院を通過する見込みである。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】労働者派遣法の改正

派遣労働の制度により、失業者には就職の機会が与えられ、企業も臨時に必要な労働力を賄うことができる。しかし、制度の濫用により、正社員を解雇した後、同企業又は同企業その他支店において、低賃金の派遣で雇用するケースが見られた。これに対応するために、2011年4月19日に第1次労働者派遣法改正法が公布され、主要な規定は翌日から施行されている。従来、派遣労働者には、正社員と同様の労働条件を保障しなければならないとしている（労働者派遣法第3条第1項第3号―同一労働同一賃金）。ただし、労働協約による逸脱が認められており、今回の改正で、法規命令で定めた最低賃金を下回らない場合という条件が付加された。また、離職後6か月以内に同企業又は同企業その他支店に派遣された労働者には、労働協約による逸脱が認められないとされた。さらに、EUの派遣労働指令2008/104/ECが国内法化され、企業内の正職員のポストが空いた場合には、派遣労働者にも情報提供しなければならないこと等が定められた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【韓国】無罪確定者への刑事補償及び名誉回復

2011年4月29日、韓国国会において、裁判で無罪が確定した者に対する刑事補償の強化及び名誉回復を目的とした刑事補償法全部改正法律案が可決された。改正法では法律の題名を「刑事補償及び名誉回復に関する法律」に変更し、無罪となった者の請求により法務部（法務省に相当）のウェブサイトは無罪であることを示す書類を1年間掲載する制度が新設された。また、改正前は拘束日数1日当たりの補償額の下限は5,000ウォンであったが、改正後は勤労者の最低賃金の日給（2011年度は8時間基準で34,560ウォン）と同額となり上方修正された。補償請求の期間も、改正前の「無罪が確定した時から1年間」から、「無罪が確定したことを知った日から3年以内及び無罪が確定した時から5年以内」に延長された。さらに、改正前は補償請求の棄却に対してのみ即時抗告が認められていたが、改正後は補償決定の内容についても即時抗告が可能となった。改正法は同年5月23日に公布され、一部を除き即日施行された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】医療紛争を裁判外で解決するための新制度

2011年3月11日、「医療事故被害救済及び医療紛争調停等に関する法律案」が韓国国会において可決され、同年4月7日に公布された。一部を除き、公布から1年後に施行される。特殊法人形態の「韓国医療紛争調停仲裁院」を設立し、同院による調停又は仲裁により医療事故紛争を裁判外で迅速、公正かつ効率的に解決することを目的としている。対象には外国人も含まれる。紛争の一方の当事者が申請し、他方の当事者が同意すれば同院は調停を開始し、成立すれば裁判上の和解の効力を持つ。両者の合意による仲裁の申請も可能で、成立すれば確定判決の効力を持つ。調停又は仲裁が成立した場合には、被害者の生命が危険なとき、障害が発生したとき等を除き、医療関係者に対して業務上過失傷害罪で公訴を提起することができない。なお、不可抗力による医療事故については、出産事故に限り、同院が補償事業を実施することになっており、国はその費用の一部を予算の範囲内で支援することができる。現在、保健福祉部で同院の設立準備を進めている。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】国民健康増進法の改正

たばこに対する規制の強化を骨子とする「国民健康増進法一部改正法律案」が2011年4月29日、韓国国会において可決され、6月7日に公布された。改正法では主な公共施設に加え、青少年の集まりやすいPCバン（インターネットカフェ）等が義務的な全面禁煙区域に指定された。また、たばこのパッケージに「タールの吸入量は喫煙者の習慣によって異なること」、「禁煙相談電話の電話番号」の追加表示が義務付けられたほか、雑誌等への広告は従来年間60回以下から10回以下へと削減された。さらに従来紙巻たばこのみに課されていた国民健康増進負担金が、電子たばこに対しても課されることとなり、各種罰則も強化された。改正法は公布から6か月後に施行されるが、全面禁煙については準備期間を考慮してPCバンは公布後24か月後から、それ以外の施設は公布後18か月後から施行される。これに対し韓国インターネットPCバン協同組合は6月9日、PCバンの全面禁煙は憲法違反であるとして憲法裁判所に憲法訴願審判を請求した。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【中国】個人所得税法改正案に 23 万件の意見

貧富の差が社会問題となっている中国で、所得の再配分政策として注目されている個人所得税法の改正案が 2011 年 4 月 25 日に公表された。主な改正点は次のとおりである。①給与所得者の場合、基礎控除額を月額 2,000 元から 3,000 元に引き上げる、5%から 45%まで 9 段階の税率を 7 段階に変更する、5%の税率を適用する所得額を月額 500 元以下から 1,500 元以下に引き上げる等各税率の適用範囲を調整する。②自営業者等の場合、5%から 35%まで 5 段階の税率は変更せず、5%の税率を適用する年間所得額を 5,000 元以下から 15,000 元以下にするなど、各税率に適用する所得額をすべて引き上げる。これにより、2010 年と比較して、1200 億元の税収減、給与所得者のうち個人所得税の納税者の割合は 28%から 12%になる見通しである。改正案は 5 月 31 日までパブリックコメントの募集が行われ、これまでで最多となる 23 万件の意見が寄せられたが、基礎控除額をさらに引き上げるよう求める意見が多かったとのことである。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】自営業者条例の制定

自営業者条例が 2011 年 3 月 30 日に国務院第 149 回会議で採択され、4 月 16 日に公布、11 月 1 日から施行される。同時に 1987 年施行の「都市農村自営業者管理暫定条例」は廃止される。中国では、文化大革命終結後に青年の失業問題が深刻になり、1980 年代に救済策として、建国後認められていなかった自営業の復活が認められた。自営業者とは経営者個人が出資し、個人又は家族で経営を行う者で、2010 年には、その数は約 3453 万、従業員数も約 7098 万人となった。しかし、自営業は手工業、建築業、飲食業等に限定される等多くの制限を受けており、経済、社会の発展や雇用の創出等の面での一層の貢献を期待して、暫定条例を全面的に見直し、新条例を制定することとなった。主な改正点は、8 人未満とされた従業員数の制限の撤廃、経営業種の制限の撤廃、工商行政管理部門が徴収していた自営業者管理費の廃止、自営業の開業資格を都市の失業者、農村の村民等に限定していたが、これを撤廃したこと等である。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】道路安全保護条例の制定

道路安全保護条例が 2011 年 2 月 16 日に国務院第 144 回会議で採択され、3 月 7 日の公布を経て、7 月 1 日に施行される。同時に 1988 年に施行された道路管理条例は廃止される。中国の道路は、2010 年末で総延長 398 万 km、そのうち高速道路は 7 万 4 千 km までに発達したが、同時に道路の損壊も多数発生しており、道路の保護を強化するために新条例が制定された。道路の損壊については、道路周辺での建築や採石等の作業、車両の過積載運行等が原因として指摘されており、新条例ではこれらへの対応として、建築、採鉱、採石、取水等の作業が禁止される規制区域の範囲を、国道、省道等の道路の種類や作業の内容ごとに具体的に定めている。また、車両の過積載に関しては、大きさや積載量が国の規格に合わない車両の生産・販売の禁止、荷物の集散所の検査や違反車両の取締の強化等を定める。そのほか、政府の道路管理機構や道路経営企業が負うべき道路の点検、維持、補修等の責任についても明記された。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【シンガポール】総選挙の実施

2011年5月7日、シンガポールでは総選挙が実施され、与党人民行動党(People's Action Party: PAP)が公選議員議席87議席のうち81議席を獲得し圧勝した。しかし、野党労働者党(Worker's Party)が、組織票に長けたPAPに有利な集団選挙区(Group Representation Constituency)の一つで初めて勝利し、小選挙区とあわせ6議席を獲得したことで、今回の選挙は、これまでPAPによる実質的な一党支配が続いてきたシンガポールにとって、重要な選挙となったといえよう。PAPの得票率は60.1%で前回の67%弱を下回った。リー・シェンロン首相は、野党躍進の選挙結果について、シンガポールの「政治状況に明確な変化をもたらし」、有権者のPAPに対する「懸念」が示された結果だと述べた。PAPは、選挙後すぐにいくつかの改革を打ち出すこと、また、リー・クアンユー顧問相とゴー・チョクトン上級相が閣僚を辞任することで、新しいPAPの姿を有権者に示した。PAPの政策は、従来どおり進められるとみられている。(海外立法情報課・大友 有)

## 【ベトナム】国会議員選挙の実施と選挙結果

2011年6月3日、ベトナム選挙管理委員会は、5月22日に実施された国会議員選挙の結果を発表した。ベトナムの国会議員の任期は5年で、前回選挙は2007年であったため、選挙は2012年に実施される予定であった。しかし、1月に開催されたベトナム共産党大会において、5年に1度開催されるベトナム共産党大会と同年に実施することが決まったことから、2011年の選挙実施となった。民主化を意識するベトナム共産党は、選挙前、非共産党員候補者の当選者数を全体の10-15%としたいとの目標を掲げていたが、結果は、当選者500人のうち非共産党員は42人で8.4%にとどまった。また、共産党や政府機関からの推薦を受けていない候補者15人中、当選者は過去最多の4人であった。さらに、国营石油会社ペトロベトナムの会長や大手民間企業のサイゴン・インベスト・グループ会長など、ビジネス界から38人と多数が当選している点も注目される。ベトナム国会は7月下旬に招集される予定である。(海外立法情報課・大友 有)

## 【オーストラリア】政権交代後の難民政策の変化

オーストラリアは、2001年以降、入国管理を厳格化し、難民申請者を近隣諸国(ナウル、パプアニューギニア)の施設に収容して審査を行ってきた。このため、ボートピープルは減少傾向にあった。政権交代後の2008年、労働党政権は、難民政策を転換し、難民審査を国内で行うこととしたため、ボートピープルは増加に転じ、国内の収容施設(クリスマス島、シドニー近郊のヴィラウッド)では、長期間を要する審査への反発から暴動が起こった。難民問題の解決に向け、政府はマレーシア政府と、800人のボートピープルをマレーシアに移送し難民審査を受けさせ、その代わりにマレーシアから4年にわたり4,000人の難民を引き受けることを内容とする協定の締結交渉を行っている。また、収容施設で暴力行為を行った者の難民申請を許可しないことができるよう、2011年5月、移民法の改正案を議会に提出した。法案は、下院を通過し、6月20日現在、上院で審議中である。

(海外立法情報調査室・矢部 明宏)